秋田県消防広域化検討会幹事会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、秋田県消防広域化検討会幹事会(以下「幹事会」という。)の設置について定める。

(設置期限)

第2条 幹事会は、令和2年6月30日まで置かれるものとする。

(所掌事務)

- 第3条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1)消防の広域化のあり方等の検討のため設置する「秋田県消防広域化検討会」に付議する事項の調査検討。
 - (2) その他必要な事項。

(構成)

- 第4条 幹事は、別記の職にある者をもって充てる。
- 2 幹事の任期は、幹事会の設置期限までとする。

(幹事長)

第5条 幹事会に幹事長を置き、秋田県総務部総合防災課長がこれを務める。

(会議)

- 第6条 幹事会は、幹事長が招集する。
- 3 幹事会には、幹事が指定する代理の者が出席することができる。

(事務局)

第7条 幹事会の事務局を、秋田県総務部総合防災課に置き、幹事会の運営に係る事務を 処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に必要な事項は幹事長が別に定める。

附則

この要領は、令和元年7月16日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別記

(消防本部関係者) 各消防長

(市町村関係者) 各市町村担当課長

(学識経験者)

一般社団法人秋田県医師会常任理事

(消防団体関係者)

一般財団法人秋田県消防協会事務局長

(県)

秋田県企画振興部市町村課長 秋田県健康福祉部医務薬事課長 秋田県総務部総合防災課長